

「防災井戸」の登録を募集します！

地震など大規模な災害時には、水道が使えずトイレや清掃などの生活用水（雑用水）が不足する事態が想定されます。

そこで、上島町では災害時に地域の皆様に開放していただける井戸を募集します。提供できる井戸をお持ちの方は下記にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

登録していただいた井戸の情報は公開することで広く活用させていただきます。

なお、この登録井戸は、災害時の生活用水不足を補うためのものであり、常時開放しているものではなく、また飲用に供するものではありません。

町民の皆さんで、井戸をお持ちの方におかれましては、ぜひとも当制度の趣旨にご賛同いただき、防災井戸として登録いただきますようご協力をお願いいたします。

【対象】

次の要件を満たしている井戸

- (1) 町内にあるもの
- (2) 管理者（所有者）がいる
- (3) 災害時に、地域の人々に提供できる
- (4) 井戸の所在地及び所有者氏名などを名簿や地図で公表できること
- (5) 水質検査をパスしたものに限り

【登録方法・申し込み先】

各総合支所総務課（弓削の場合は消防本部TEL 77-4118）窓口、又は、電話によりお申し込みください。

【その他】

登録申請のあった防災井戸については、後日現地調査を行います。



愛媛県職員（看護師）採用試験

【採用予定人員】 30名程度

【募集期間】 8月31日（金）～10月17日（水）

【試験日】 10月27日（土）、10月28日（日）

【問い合わせ先】 愛媛県公営企業管理局総務課 TEL 089-912-2790

※受験資格等詳細については、上記にお問い合わせください。



愛媛労働局からのお知らせ

10月31日（水）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっております。

事業主の皆様へは、10月17日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いいたします。

ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

「一人でも雇ったら、必ず入るもの。それは「労働保険」です！」

～10月は、労働保険適用促進月間～

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。厚生労働省では、10月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

労働保険についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局労働保険徴収室、又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。

【お問合せ先】 愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089（935）5202